## 本号で公布された法令のあらまし

**◇行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第三百六十九号）（総務省）

1　行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

---

**◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第三百七十号）（環境省）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行期日は、令和七年十一月二十一日とする。

---

**◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令**（政令第三百七十一号）（環境省）

1　題名

題名を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令」に改めること。（題名関係）

2　計画の認定の申請者の使用人

政令で定める使用人について所要の規定を設けること。（第二条、第三条、第七条、第八条及び第十条関係）

3　縦覧等を要する廃棄物処理施設

縦覧等を要する場合として、政令で定める場合は、当該申請に係る事項に係る廃棄物処理施設が焼却施設である場合とすること。（第四条関係）

4　認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準

認定高度再資源化事業者が認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。（第五条関係）

5　認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準

⑴　認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集又は運搬に当たっての基準について、所要の規定を設けること。（第六条第一号関係）

⑵　認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の処分に当たっての基準について、所要の規定を設けること。（第六条第二号関係）

6　認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分の基準

認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分に当たっての基準について、所要の規定を設けること。（第九条関係）

7　登録調査機関の登録の有効期間

政令で定める期間は、五年とすること。（第十一条関係）

8　その他

その他規定の整備をすること。

9　施行期日

この政令は、令和七年十一月二十一日から施行すること。（附則関係）

---

**◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三百七十二号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和八年十一月三十日までとする。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

---

# 政　令

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第三百六十九号**

## 行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、行政書士法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第一条の二第一項又は第一条の三」を「第一条の三第一項又は第一条の四第一項」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

**第二条**　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「第一条の二第一項及び第一条の三第一項」を「第一条の三第一項及び第一条の四第一項」に改める。

（有限責任事業組合契約に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第一条の二に規定する」を「第十九条第一項本文の規定により行政書士又は行政書士法人でない者が行うことができない」に改める。

**附　則**

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
経済産業大臣　赤澤　亮正

---

## 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第三百七十号**

## 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日は、令和七年十一月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
環境大臣　石原　宏高

---